

高槻市長 濱田剛史 様

平成 29 年 3 月 14 日

東上牧阪急住宅自治
会長 朝倉 衛



住所
電話

産廃焼却炉建設計画に反対の決意表明と市長へのお願い

拝啓

平素は当自治会の運営に多大なるご協力とご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて当自治会は、平成 29 年 3 月 5 日の役員会におきまして、都市クリエイト株式会社が、高槻市梶原中村町 640 - 1 他に建設計画中の焼却発電設備の建設計画（以下、「本建設計画」といいます）に反対すること決議いたしました。

本建設計画は、感染性、毒性、爆発性など、人びとの健康と生活環境に被害を及ぼす恐れのある性状をもつ特別管理産業廃棄物を焼却する設備を建設しようというものですが、その建設予定地から半径わずか 1 キロメートル以内には、数千世帯の住宅のみならず、保育園・幼稚園・小中高等学校など 10 を超える教育施設があります。

またこの地区は現在、高槻市のハザードマップ上で洪水時には想定 5 m 以上の水没地帯に指定されています。すなわち、ここに当該施設が建てられて稼働するならば、有事の際は、運搬中のものや施設内に集積された焼却前の産廃物が流出し、流域の五領地区一帯を汚染するという恐ろしい事態が、こともあろうに市の公的な「想定内」とされていることとなります。

このような立地に、かくのごとき設備を建設するという計画は、設備設計上での仕様評価以前に、その出発点においてまことに非常識であり、暴挙であること論を待ちません。

もし本建設計画が高槻市によって認可されるのであれば、「高槻市民憲章」の条文 3. に謳われている、

高槻は 住みよい環境 めざすまち

わたくしたちは、あらゆる公害をなくし、生活の安全を守り、花と緑を育てますという市民のこころざしとは真逆の行政となるのではないのでしょうか。

本建設計画を知ることとなった五領地区の多くの子育て世代も、孫を持つ高齢の住民もみな敏感に反応し、すでにいま不安な日々を送ることを強いられております。大気の汚染

だけではなく、運搬車両の事故や水源汚染なども懸念される本建設計画を、高槻市が認められて現実のものとなってしまうえば、生活不安と健康被害で、わが高槻の五領は安心して生活できないまちになってしまいます。

当自治会は、五領地区の他の自治会や、地区内外で立ち上がった多くの有志の方々とともに、合法的なあらゆる手段に訴えて、本建設計画に断固として反対します。

つきましては、本建設計画の許可権者である高槻市長におかれましても、当自治会の意思をご斟酌賜り、本建設計画を早期に断念するよう、都市クリエイト株式会社に指導いただきますよう、心からお願い申し上げます。

敬具